

2006年5月11日  
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

所管する情報処理システムの運用管理事務に係るコンピュータ処理  
について（答申）

2006年4月27日付けで諮問（第189号）された所管する情報処理システムの運用管理事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性は、3審議会の判断理由(2)に述べる理由により認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

藤沢市では平成15年から、消防指令システム、被害状況把握システム、防災GIS並びに庁内統合型GISで利用している住宅地図として共通地図を藤沢市総合防災センター事業により構築し、毎年地図の更新を行っている。この地図の更新元の資料として、航空写真及び市販されている住宅地図の情報を利用している。

しかし、建物の表札情報（氏名）については、市販されている住宅地図を元に更新されているため、地形や建物の形と比べて情報が古いものとなっている。この表札情報に住民基本台帳の情報を反映することにより精度の高い情報となり、行政事務の効率化及び住民サービスの向上が図られる。この共通地図の表札情報として、個人情報を取り扱い、その事務につきコンピュータ処理を行う

ことから、諮問に至ったものである。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

共通地図は、消防指令システムにより119番通報の際に利用されることから、精度の高い情報が求められている。また、被害状況把握システムや防災GIS、庁内統合型GISにおいて利用し、行政事務の効率化に役立っている。

この共通地図の表札情報は、住民基本台帳の基本事項である住所、氏名を元に更新するもので、この個人情報については、1988年の藤沢市個人情報保護条例（昭和62年藤沢市条例第5号。以下「旧条例」という。）の施行に向け、同年3月4日に開催された本審議会において市の機関全体で利用できるものと決定したものである。

この個人情報を含む共通地図の利用については地理情報システム（GIS）により市の機関全体で利用されるもので、コンピュータ処理が必要不可欠である。

また、この情報の利用の範囲は、市の機関での利用に限定している。

(3) コンピュータ利用する個人情報の範囲

氏名及び住所

(4) 情報の管理

地図情報を管理している担当課（現在はIT推進課）は、GISを利用して管理される情報について、情報の種類・情報の主管課・参照及び更新できる権限について管理を行い、セキュリティの確保に勤めるとともに、情報の重複を防ぎ効率の良い運用を行う。市の機関全体で利用する統合型GISについては、職員ポータル画面から起動されるため、指紋認証を含め高度なセキュリティ対策を行っている。

(5) 実施予定日

2006年8月（予定）

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理する必要性について

共通地図は、消防指令システムにより119番通報の際に利用されることから、精度の高い情報が求められている。また、被害状況把握システムや防災GIS、庁内統合型GISにおいて利用し、行政事務の効率化に役立っている。

この共通地図の表札情報は、住民基本台帳の基本事項である住所及び氏名を元に更新するもので、この個人情報については、1988年の旧条例の施行に向け、同年3月4日に開催された本審議会において市の機関全体で利用できる

ものと決定したものである。

この個人情報を含む共通地図の利用については地理情報システム（GIS）により市の機関全体で利用されるもので、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関によれば、実際に地図上に表記されるのは独立家屋の世帯代表者の名前と住所だけであるとのことであり、それ以外の情報は地図上に表記されないとのことである。また、地図情報を管理している担当課（現在はIT推進課）は、GISを利用して管理される情報について、情報の種類・情報の主管課・参照及び更新できる権限について管理を行い、セキュリティの確保に努めるとともに、情報の重複を防ぎ効率の良い運用を行う。市の機関全体で利用する統合型GISについては、職員ポータル画面から起動されるため、指紋認証を含め高度なセキュリティ対策を行っている。

さらに、この情報の利用の範囲は、市の機関での利用に限定している。

以上の点により、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上